

見守りについて、よくあるご質問

Q 1. どれくらいの頻度で見守りに立つことになるのですか？

A 1. ボランティアの登録人数にもよりますが、週に1～2日で無理のない日数を基本としています。もちろん、それ以上の参加も可能ですし、皆様の希望を尊重しますので多くの方のボランティア登録をお願いします。

Q 2. 見守りの時間帯は何時から何時までですか？また、下校時間も立つのですか？

A 2. 登校の見守りについては、概ね7：40～8：10ぐらいです（見守り箇所によっては短くなる可能性があります）。

下校については、学年や曜日によって下校時間が変わりますので、当面は、下校時の見守りはシフトを組まず、できる方で、できる範囲の見守りをお願いしたいと思っています。

Q 3. どこで見守りをするのですか。また、どこに配置されるのですか？

A 3. ①イセゾドライ前交差点（私部3-7-14付近）

②青年の家前信号（私部2-29-1付近）

③落合橋（私部1-10-10付近）

④川村商店前交差点（私部1-28-25付近）

⑤市場バス停前（私部7-12-2付近）

⑥市場橋西側三叉路（私部6-40-30付近）

⑦喫茶青山前交差点（青山1-17-8付近）

⑧二国南側道・一中通り交差点（向井田1-4付近）

⑨交野郵便局前交差点（私部3-2-20付近）

⑩アカカベ前交差点（私部4-28-3付近）

⑪梅が枝南交差点（梅が枝3-2付近）

⑫梅が枝・駅前住宅間踏切（私部4-76-9付近）の12箇所です。

お住まいに近い箇所で見守りをお願いする予定です。

Q 4. 誰でも参加できるのですか？素人が見守りをすることに問題はありませんか？

A 4. 見守り活動は、児童が安全に登下校するためのお手伝いです。警察のように交通整理をするものではありませんのでどなたでも参加できます。なお、特に交通量が多く危険な箇所には交野市が雇用する交通誘導員を配置する予定ですので、その箇所のボランティアの方は、児童の整列などの補助をお願いする予定です。

Q 5. もし事故が起これば責任はどうなるのですか。保険の加入はどうなりますか？

A 5. 通常の見守り活動の範囲においては、事故が起こってもボランティアの方に責任はありません。また、活動中にボランティアの方がケガ等をした場合や、事故により生じた人身に係る損害について法律上の賠償責任を負った場合には、「交野市行政協力者団体等傷害保険」が使用できます。保険料は交野市が負担します。

（裏面につづく）

Q 6. 年度途中で、脱退はできますか？

A 6. 見守り活動はボランティアの地域活動ですので脱退は可能です。もし途中で参加が困難になりそうでしたら、お早めに区長の方まで申し出てください。

Q 7. 以前に登録用紙を提出していますが、もう一度提出する必要がありますか？

A 7. すでに登録いただいている方は、再度提出する必要はございませんが、以前の登録内容に変更がある場合は再度提出をお願いします。なお、提出いただいた登録用紙は区、学校、交野市で管理しており、シフトを組むために一旦、区のほうで集約しますが、見守り以外の目的で使用することはありません。

Q 8. これから募集して4月の開校に間に合うのですか？

A 8. 現在、地域の方を中心に、保護者、行政等で、全見守り箇所をカバーできる一定の人員はそろっておりますが、今後も見守り活動を永続的に行うために、ボランティアの登録者は多いに越したことはありません。全地域で子供を見守るという風土を育てていくためにも、是非ともボランティアの登録をよろしくお願いします。

なお、登録いただいてもすぐにお声がかからない場合もあります。ご了承ください。

Q 9. 曜日や立つ場所は、指定して希望を出せますか？

A 9. 出来るだけ皆様のご希望を尊重します。

Q 10. 当番当日に体調が悪くなるなど立つのが難しくなった場合、どうしたらよいですか？

A 10. 立つ場所の班の中で、交代して頂く等して頂く方法があります。今後ボランティアが増えれば交替要員として登録された人と交替することも考えられます。

Q 11. 8時までなど、早めにあがる事は可能ですか？

A 11. 場所にもよりますが、子どもが通りすぎるまでいて頂けることが望ましいです。